

一般社団法人日本ボッチャ協会
情報公開規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本協会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

第2条（法人の責務）

本協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第3条（利用者の責務）

第5条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは複写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第4条（情報公開の方法）

本協会は、情報公開の対象に応じ、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

第5条（資料の事務所備え置き）

本協会は、法令等に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

第6条（事務所備え置き資料）

前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の資料、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する。

第7条（閲覧場所及び閲覧日時）

本協会の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所内の本協会が指定する場所とする。

2 閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前11時から午後4時までとする。ただし、本協会は、正当な理由があるときは、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

第8条（閲覧等に関する事務）

閲覧希望者から別表1に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- （1） 様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- （2） 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- （3） 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、別表1の「謄写の是非」に従い、可とするものは実費負担を求め、これに応じる。

第9条（その他）

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は代表理事が理事会の決議を経てこれを定める。

第10条（管理）

本協会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

第11条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和7年7月30日より施行する。

別表 1

対象書類等の名称	閲覧対象者	複写の是非	保存期間	備え置き場所
定款	特定なし	可（有料）		主たる事務所
社員名簿	社員	可		主たる事務所
社員総会議事録	社員、債権者	可（有料）	10年（写しは5年）	主たる事務所
理事会議事録	社員、債権者	可（有料）	10年（写しは5年）	主たる事務所
計算書類等	特定なし	可（有料）	5年（写しは3年）	主たる事務所
社員総会の決議の省略の書面	社員、債権者	可（有料）	10年	主たる事務所
議決権の代理権を証明する書面	社員	可（有料）	3か月	主たる事務所
議決権行使書面・電磁的方法による議決権行使の記録	社員	可（有料）	3か月	主たる事務所
会計帳簿	総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員、訴訟当事者	可（有料）	10年	主たる事務所
その他法令で定める帳簿及び書類	法令で定められている請求権者	不可	法令で定められている期間	主たる事務所

様式 1

閲覧（謄写）申請書

一般社団法人 日本ボッチャ協会

代表理事 澤邊芳明 殿

申請日

申請者

住所

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象資料から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）目的

閲覧対象資料（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 社員名簿
3. 社員総会議事録
4. 理事会議事録
5. 計算書類等
6. 社員総会の決議の省略の書面
7. 議決権の代理権を証明する書面
8. 議決権行使書面・電磁的方法による議決権行使の記録
9. 監査報告
10. 会計帳簿
11. その他法令で定める帳簿及び書類

（なお、閲覧対象者が限定されている場合には該当者しか請求することはできません。）

様式 2

閲覧受付簿

[illegible]

受付番号は、年度ごとに更新する